

保護者の皆様へ

大阪市立住之江中学校
事務室

学校徴収金の納入について（お願い）

9月分学校徴収金につきまして、下記のとおり徴収しますので、ご準備をお願いします。

1. 預金口座自動振替日

令和3年9月27日（月）

※入金は前日までにお願いします。

2. 9月徴収金額

	積立金
1年生	10,000円
2年生	*0円
3年生	0円

- * 2年生一泊移住中止により一泊移住費を修学旅行費に充てるため、9月分積立金の徴収は停止します。
- ※ 振替手数料11円を足した金額の入金をお願いします。
- ※ 就学援助一般区分の審査結果が否認定の方は、生徒費6月分をあわせて徴収します。

就学援助否認定者の9月徴収金額

	生徒費 (前年度就学援助認定者)	積立金	合計 (前年度就学援助認定者)
1年生	4,000円	10,000円	14,000円
2年生	0円 (2,127円)	0円	0円 (2,127円)
3年生	2,000円 (4,629円)	0円	2,000円 (4,629円)

- ※ 2年生・3年生で前年度就学援助費が認定されているご家庭は、前年度繰越金がないため徴収額が異なります。
- ※ 5月分生徒費が未納のご家庭には後日未納通知書を配付します。その通知書に現金を添えて本校事務室まで持参、または次頁の再振替をご活用ください。
- ※ 再審査を希望される方は、新しく記入した就学援助申請書と申請理由を確認できる書類を事務室までご提出ください。

（次頁に続く）

3. 現金納入の方

預金口座を届けられていない方には、納入通知書を配付します。その通知書に現金をそえて、本校事務室までご持参ください。

4. 振替不能に対する再振替の実施について

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、希望されるご家庭のみ再振替を実施します。

学校徴収金の納入方法を口座振替に設定されているご家庭については、5月～8月分の学校徴収金の口座振替が残高不足等で引き落としができなかった場合、9月分の徴収金と合わせて引き落としを行なうことができます。

ご注意ください

再振替は自動では行われません。

9月8日（水）17時までに、住之江中学校事務室(06-6683-0001)までお電話で再振替の希望を申し出ていただいたご家庭について実施します。

ご不明な点等ございましたら、事務室(06-6683-0001)までお問い合わせください。